

## 岡子連地域子ども会活性化事業取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡子連地域子ども会活性化事業の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この事業は、子どもたちの「やりたい」を形にし、より魅力ある子ども会活動をすすめることができるよう、単位子ども会の事業を助成することにより、地域の子ども会活動の活性化を図ることを目的とする。

### (対象事業)

第3条 対象となる地域子ども会の事業は、子どもの自主性及び社会性の向上に資する子どもが参画し活動する事業とする。

### (対象経費)

第4条 助成のとなる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金とする。

### (助成金の額及び限度額)

第5条 助成金の額は、1団体5万円を上限とする。

### (申請者)

第6条 助成金の交付の申請は、地域子ども会育成者の代表が行う。

### (交付対象となる地域子ども会)

第7条 助成金交付の申請をすることができる地域子ども会は、岡子連に加盟し、全子連安全共済会に加入する子ども会とする。

2 岡子連は、企画内容、事業の妥当性、団体の財務状況等を勘案し、予算の範囲内で助成対象事業を決定する。

### (交付申請)

第8条 助成金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を岡子連の定める日までに提出するものとする。

- (1) 岡子連子ども会活性化事業申請書（様式第1号）
- (2) その他、岡子連が必要と認める書類

### (交付の決定)

第9条 岡子連は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岡子連地域子ども会活性化事業助成金決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 助成を受けた子ども会は、対象事業が完了したときは、完了の日から起算して 60 日以内、又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 岡子連子ども会活性化事業実績報告書 (様式第 2 号)
- (2) その他、岡子連が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第 11 条 岡子連は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書 (様式第 4 号) により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第 12 条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち支払うものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
令和 2 年 4 月 1 日から改正する